いすゞインフォメーション

トラックの免許制度が変わります。

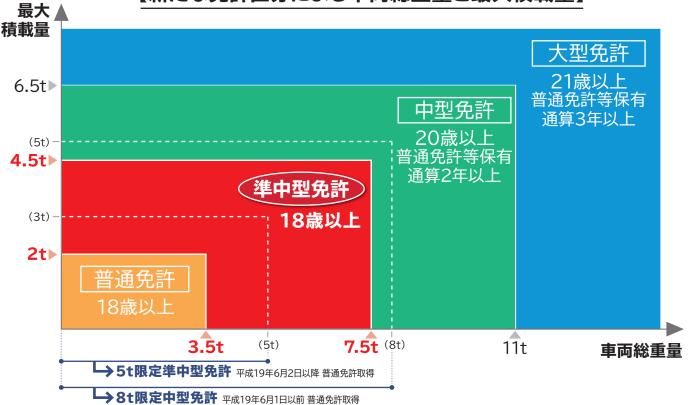


平成29年3月12日より、「準中型免許」が新設された新免許制度がスタート。

新免許制度のポイント

- ・車両総重量3.5トン以上7.5トン未満のトラックを対象として「準中型免許」を新設
- ・「準中型免許」は、基礎的免許として18歳で普通免許がなくても取得が可能
- ・現行「普通免許」保有者は自動的に「5トン限定準中型免許」に移行
- ・新「普通免許」では、車両総重量3.5トン未満かつ最大積載量2トン未満の車両のみ運転可能

【新たな免許区分による車両総重量と最大積載量】





"普通免許"の取得時期により、運転できる車両が異なりますのでご注意ください。

"普通免許"を取得した時期	運転できる車両
平成29年3月12日以降に取得	車両総重量3.5トン未満かつ最大積載量2トン未満の車両
平成19年6月2日~平成29年3月11日に取得	車両総重量5トン未満かつ最大積載量3トン未満の車両
平成19年6月1日以前に取得	車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満の車両